

## 令和3年4月1日より消費税の総額表示が必要

これまでは、事業者の事務負担を考慮して、特例により総額表示の義務化が猶予されていましたが、**令和3年4月1日より、消費税を含めた価格での表示(総額表示)が義務化されます。**これにより、消費者に対する価格表示に際して、消費者が判りやすいように消費税(地方消費税含む)を含めた価格で表示することになります。

### 総額表示が必要な場面

総額表示は、表示するすべての価格について義務化される訳ではなく、「**事業者が不特かつ多数の者に対して、予め販売する商品等の価格を表示する場合**」が対象となります。

代表的な例として、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビの広告等が対象となり、どのような表示媒体を使用するかは関係ありません。会社のホームページ等のインターネット上であって、総額表示の対象となる価格表示であれば、必ず総額表示を行うことが求められます。

例えば、会員制のディスカウントストアやスポーツクラブ等で、会員のみを対象とした商品・サービスの提供であっても、その会員の募集を広く一般を対象に行われている場合には、商品・サービスについて総額表示の対象となります。



### 総額表示の対象とならない場面

- ・ 相対取引を行う場合の、取引の相手方に交付する請求書・領収書等
- ・ 他の事業者がエンドユーザーとして使用するための商品・サービスの提供(事業者間取引)
- ・ 希望小売価格等の小売業者の価格設定の参考価格
- ・ 値引販売時の「1割引」・「10円引」の値引き表示(但し、値引き前後の価格表示は総額表示対象)

### 総額表示の例

#### 【総額表示例】税込価格11,000円(税率10%)の商品表示

総額表示として認められる	総額表示として認められない
11,000円	10,000円(税抜)
11,000円 (うち税1,000円)	10,000円(本体価格)
10,000円 (税込価格11,000円)	10,000円+税
11,000円(税込)	
11,000円 (税抜価格10,000円)	
11,000円 (税抜価格10,000円 税1,000円)	

OK NG

なお、商品本体に税抜価格が印刷・表示されている場合であっても、棚札や商品POP等で当該商品の「税込価格」が表示されていれば問題ありません。

また、店内飲食とテイクアウト等で消費税額が異なる場合には、①店内飲食とテイクアウトのそれぞれの価格を表示するか、②何れか一方を表示し、他方のサービスの価格を注記する等の対応が考えられます。

#### @3月の予定

- 3/10 ・ 2月分源泉所得税
- ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 3/31 ・ 1月決算法人の確定申告
- ・ 4,7,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

